

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月4日
管理表No.	0209-27 改訂00

項目	コメント内容
遮蔽 (第4条)	既設工認（平成22年認可）では、コンクリートの健全性評価がなされていたが、本申請ではなぜ記載を削除したのか。

(回 答)

既設工認申請書では、使用済燃料貯蔵建屋に除熱に関して添付書類Ⅱ-1、Ⅳ-1 の2箇所に分けて記載していた。

添付書類Ⅱ-1 使用済燃料貯蔵建屋の放射線のしゃへいに関する説明書

- ・設計基準：しゃへい材の性能が維持される制限温度

添付書類Ⅳ-1 使用済燃料貯蔵建屋の除熱に関する説明書

- ・設計基準：金属キャスクの表面から使用済燃料の崩壊熱を適切に除去でき、かつ貯蔵区域における計測設備、放射線監視設備等の電気品の性能が維持できる温度

平成22年（2010年）に許可された事業許可申請書は、「金属製乾式キャスクを用いる使用済燃料貯蔵施設のための安全審査指針」に適合することが求められており、その中の「指針5 放射線遮へい」に遮蔽材の温度に関する設計要求があったため、「放射線遮へい」に貯蔵建屋の側壁や天井などのコンクリート温度が遮蔽能力を損なわない温度以下となる設計とする旨を記載した。また、既設工認申請書でも貯蔵建屋の遮蔽に関する説明書にて温度の制限について記載していた。

新規制基準にはそのような要求がないことから、本申請では、遮蔽材である使用済燃料貯蔵建屋のコンクリートの健全性については、遮蔽に関する説明から削除し、除熱に関する説明である添付3-2（PDF741～765）にまとめて記載することとした。

以上